

職場でのトラブルで 悩んでいませんか？

労働委員会がお手伝いします



**利用は無料
秘密は厳守**

職場トラブル相談センター
和歌山県労働委員会

労働委員会とは

労働委員会は、中立、公正な立場で、労使紛争の迅速、円満な解決に努め、よりよい労使関係づくりのお手伝いをする公の機関です。



労働委員会の役割

個別労働紛争のあっせん	個々の労働者と使用者間の労働条件等に関する紛争解決の援助
団体紛争の調整(あっせん・調停・仲裁)	労働組合と使用者間の労使関係等に関する紛争解決の援助
不当労働行為の審査	組合活動を理由とした使用者の不利益な取り扱い等の審査

和歌山県労働委員会事務局

〒640-8585

和歌山市小松原通1-1 (県庁北別館5階)

電話:073-441-3781 FAX:073-423-3012

E-mail:e2202001@pref.wakayama.lg.jp

【ホームページ】

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/220200/>

この印刷物は地球環境に優しい再生紙、植物油インキを使用しています。

こんな時は、ご相談ください…

- 解雇、賃金不払い、配置転換、パワハラ・嫌がらせなどの労使間のトラブル

労働相談・労働相談会

労働委員会の委員(公益委員・労働者委員・使用者委員)が3名1組でお応えする、面接による労働相談です。

公(労)使委員による

無料労働相談

(個別労働紛争への取組み)

- ◆解雇(雇止め)、賃金不払いなど雇用関係のトラブルでお困りの方の相談を受けます。
- ◆使用者、労働者どちらからの相談でもかまいません。
- ◆相談には、委員が3名1組でお応えします。
- ◆労働問題に詳しい委員が、それぞれの立場で問題を分析し、紛争解決に向けてアドバイスします。

相談日	毎月第1水曜日と第3水曜日(原則)
場所	労働委員会(県庁北別館5階)
定員	先着3名
申込み	要予約 (☎073-441-3781) (予約受付 平日9:00~17:45 相談日の前日は16:00まで)

特設労働相談会

県庁以外にも会場を設けて、特設労働相談会を開催します(例年10月頃)。詳しくは、労働委員会ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/220200/>)

※来局が難しい方や電話での相談を希望される方には、随時、事務局による相談を実施しています。お気軽にお問い合わせください。

個々の労働者と使用者との問題解決の制度

個別労働紛争のあっせん

個々の労働者（正社員・パート社員・派遣社員など）と使用者との間で紛争が起こり、当事者で自主的な解決が困難な場合、**あっせん員（公・労・使の三者委員）**が、双方の主張を調整します。

労使双方の立場が解る三者委員による調整で、より公平な紛争解決のお手伝いが可能です。また、双方の意見聴取は個別に行い、労使が直接交渉することはないので安心です。

県内の事業場で勤務している労働者及びその事業主が対象です。

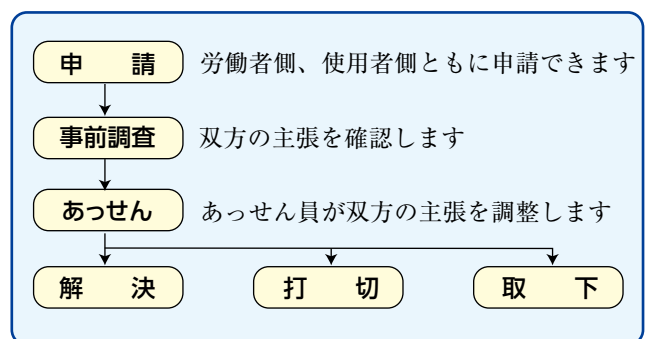
1. 申請の対象となる事項

個々の労働者と使用者との間に生じた労働条件に関する紛争（個別労働関係紛争）です。

例えばこんな紛争…

- ・突然解雇を言い渡された
- ・残業を行っているのに、残業代を支払ってもらえない
- ・配置転換を命じたが、拒否された など

2. あっせんの流れ



労働組合と使用者との問題解決の制度

団体紛争の調整

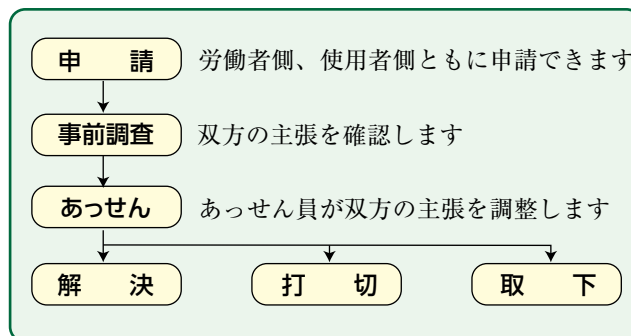
例えばこんな紛争…

- ・組合員の解雇、賃上げ・一時金の要求、団体交渉の行き詰まり など

労働組合と使用者の間で紛争が起こり、自主的な解決が困難な場合、労使双方の主張を調整します。これを労働委員会の調整機能といい、あっせん・調停・仲裁の3つがあります。

1. あっせん

労使の双方が申請でき、労働問題に詳しいあっせん員の助言により、話し合いによる円満な紛争解決のお手伝いをします。



2. 調停

労使双方又は一方（労働協約に定めがある場合、公益事業の場合に限る。）の申請で開始します。

調停委員会（公労使の委員）が調停案を提示し、受諾を勧告します。

3. 仲裁

労使双方又は一方（労働協約に定めがある場合に限る。）の申請で開始します。

仲裁委員会（公益委員3名）が仲裁裁定を行い、この裁定には労働協約と同じ効力があります。

不当労働行為の審査

不当労働行為として禁止される使用者の行為

- ・組合員であることを理由として、解雇や賃金カットなどの不利益な取扱いをする
- ・労働組合との団体交渉を正当な理由なく拒む
- ・組合員に対して、組合からの脱退を勧める など

労働者の団結権、団体交渉権及び団体行動権を実現するため、労働組合法が禁止している行為を不当労働行為といいます。

使用者がこれらの不当労働行為を行ったとの労働組合や労働者からの申立を受け、事実を確認し、不当労働行為であると認定した場合には、強制力のある救済命令により是正します。

不当労働行為の審査の流れ

